

「三次市過疎地域持続的発展計画(素案)」に関するご意見とそれに対する三次市の考え方

令和3年8月27日

部署名:経営企画部企画調整課

「三次市過疎地域持続的発展計画(素案)」について、令和3年8月4日から8月24日までの間、市ホームページ等を通じて意見を募集したところ、2通(8件)のご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見の概要と、ご意見に対する三次市の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、ご報告します。

今回、ご意見をお寄せいただきましたことに厚くお礼申し上げます。

番号	ご意見の概要	三次市の考え方
1	本計画の目的、主旨は何か。	令和3年4月1日に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」第8条に基づく市町村計画として、本市における過疎対策の基本方針や事業内容等を定めることを目的としています。
2	各項目に「公共施設等総合管理計画との整合」の項があり、本文には共通して「三次市公共施設等総合管理計画の考え方をふまえ・・・」との記載があるが、要するに本計画は、公共施設等総合管理計画に沿って進めるということか。 また、公共施設等総合管理計画に沿って進めることは、過疎地域持続的発展計画の目的、主旨にはなりえない。憲法と地方自治法の精神とその条文にこそ本計画の目的、主旨を求めるべきではないか。	本計画の基本方針として、「第2次三次市総合計画」に掲げるまちづくりの取組などに基づき、総合的かつ計画的に過疎対策を推進することとしています。 また、市町村計画は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」第8条第6項により、公共施設等総合管理計画に適合しなければならないとされています。 本計画は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき策定することから、本市の基本方針についても同法の過疎対策の理念等を踏まえ記載しています。
3	総務省は全ての自治体に対して、公共施設等総合管理計画の策定を要請し、公共施設の削減目標を数値化し、計画の実行	本市では、平成28年3月に真に必要な公共サービスを持続可能なものにし、また公共施設等の適正規模や在り方等を

番号	ご意見の概要	三次市の考え方
	<p>を求めてきた。</p> <p>その結果、住民自治を支える地域の公民館、集会所等がこの十数年間で次々無くなってきた。住民自治機能を弱体化したことで過疎化が進み、住みにくくなってきたことは言うまでもない。高齢者、一人暮らし、生活弱者から公的支援を求める声なき声を聞いて欲しい。</p> <p>そもそも「公共施設等総合管理計画」と「過疎地域持続的発展計画」は矛盾するものではないか。</p>	<p>見直し、財政負担の軽減・平準化を図ることを目的とした「三次市公共施設等総合管理計画」を策定しました。厳しい財政状況の中、老朽化が進む全ての公共施設等をこのまま維持・更新していくことは困難な状況にあります。</p> <p>本計画は、持続可能な行財政運営を前提とした過疎対策を推進するため、「三次市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえて各施策を進めるものであり、両計画に矛盾はないものと考えています。</p>
4	<p>本計画に「はじめに」の項をおこして、「三次市公共施設等総合管理計画」の撤回を宣言されたい。</p> <p>本計画は国からの要請に沿った構成で記載されたとのことだが、市独自の判断で過疎対策の計画を立案されたい。</p>	<p>市町村計画は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」第8条第6項により、公共施設等総合管理計画に適合しなければならないとされており、本市の判断で除外することはできません。</p> <p>また、本計画の作成にあたっては、同法の過疎対策の理念等を踏まえ、国の通知等も参考にしていますが、その内容については、前述したような義務規定を除き、市独自の判断において記載しています。</p>
5	<p>これまで国から合併特例債と過疎債が投入されてきたが、いくら投入されて何にどのように使ったのか。その結果どうなったかなど、その総括を教えて欲しい。</p>	<p>本市では、これまで過疎地域が抱える諸問題に対処するため、有利な財源である過疎対策事業債等を活用して事業を実施し、課題解決に取り組んできました。</p> <p>とりわけ市民生活に密着した道路・水道・消防などの生活基盤整備をはじめ、医療の確保、教育・子育て環境の充実、福祉の向上を進めるとともに、光ファイバー網等の整備や観光施策等にも力を入れてきたところです。</p>

番号	ご意見の概要	三次市の考え方
		<p>その結果、市道改良率や水洗化率等が上昇し、本市の生活基盤が着実に向上するとともに、令和元年には過去最高の観光客に来訪いただくなど、過疎地域の振興に一定の成果が現れているものです。</p> <p>なお、旧計画期間である平成28年度から令和2年度における過疎対策事業債の借入総額は、約147億円です。</p>
6	<p>本計画は、「三次市の過疎地域が持続的に発展するための計画書」と読んだ。私が住んでいる限界集落と言われているような過疎地域では、何がどのように発展すると読み取ればよいのか。</p>	<p>三次市は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」第41条第1項に基づき、市全域が過疎地域として公示されています。</p> <p>そのため、本計画についても、市全域を対象としており、特定の地域に限定したものではありません。</p> <p>集落の整備については、P59に記載しておりますように、集落機能の低下に伴う課題の解決に向けた施策を進め、地域の魅力の創造などに取り組むこととしています。</p>
7	<p>行政は市民の現在・将来に向けても幸福を感じる行政でなければならない。合併特例債や過疎債の使い方に間違いがあり、ますます旧町村の過疎化が進んだのではないか。早急に取り組むべきは本当の過疎対策と行財政改革ではないか。市民が幸せを感じる計画にしてください。</p>	<p>本計画は、「第2次三次市総合計画」に掲げるまちづくりの取組などに基づき、総合的かつ計画的に過疎対策を推進することとしています。</p> <p>この「第2次三次市総合計画」に掲げるめざすまちの姿「しあわせを実感しながら、住み続けたいまち」の実現につながるよう、各施策に取り組んでまいります。</p>
8	<p>今一度、合併後の総括を行い、コロナ禍で大変とは思いますが、広く市民の声を聞く場をもって欲しい。国や市の借金は国民・市民</p>	<p>本計画の策定にあたっては、パブリック・コメントにより、市民の皆さんの意見を募集させていただきました。</p>

番号	ご意見の概要	三次市の考え方
	<p>の幸福のためにできたものではない。市民の幸福とは何かということをお机上ではなく、オール三次で考えるチャンスをおいただきたい。</p>	<p>市政全般に關することについては、コロナ禍においても、様々な手法による情報発信や対話の機会の充実に努め、市民参加による協働のまちづくりの推進に取り組んでまいります。</p>

<連絡先>

部署名:三次市経営企画部企画調整課

住 所:三次市十日市中二丁目8番1号

電 話:0824-62-6115

ファックス:0824-62-6223

電子メール:kikaku@city.miyoshi.hiroshima.jp